

○札幌市生涯学習センター条例施行規則

平成12年7月7日教育委員会規則第12号

[注]平成26年3月から改正経過を注記した。

札幌市生涯学習センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市生涯学習センター条例(平成12年条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(使用の承認等)

第3条 条例第3条第1項の規定により条例別表に掲げる施設(駐車場を除く。以下「室内有料施設」という。)の使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ生涯学習センター使用承認申請書(様式1)を教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 条例第7条第1項の規定により室内有料施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、前項の申請書に生涯学習センター特別設備等承認申請書(様式2)を添えて委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、室内有料施設の使用の承認を決定したときは、所定の使用料を納付させようとして、申請者に対し生涯学習センター使用承認書(様式3)を交付する。ただし、委員会は、特別の事由があると認めるときは、使用料について使用後の納付を認めることができる。

(備付物件の使用料)

第4条 条例別表の規定により委員会が定める備付物件の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減額又は免除)

第5条 条例第4条第2項の委員会が別に定める場合は、次のとおりとする。

(1) 市内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が使用する場合であって、委員会が特に認めるとき。

(2) その他委員会が特に必要があると認める場合

2 条例第4条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、生涯学習センター使用料減額(免除)申請書(様式4)を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

3 委員会は、使用料の減額又は免除を許可したときは、生涯学習センター使用料減額(免除)許可書(様式5)を交付する。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

一部改正[平成27年(教)規則2号]

(使用料の還付)

第6条 条例第5条ただし書の委員会が別に定める場合は、次のとおりとする。

(1) 室内有料施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)の責めに帰することができない事由により使用不能となった場合

(2) 条例第9条第5号の規定により室内有料施設の使用の承認を取り消した場合

(3) 使用者がその使用する日の15日前(ホールの場合にあっては、使用する日の60日前)までに使用の取消し又は変更を申し出た場合であって、委員会がこれについて相当の事由があると認めるとき。

(プログラム等の提出)

第7条 使用者は、室内有料施設の使用が音楽会、講演会、演劇会その他これらに類する催物のためのものである場合は、当該使用に係るプログラム等を定め、当該使用の日の7日前までに委員会に届け出なければならない。

(使用期間の制限)

第8条 室内有料施設の使用期間は、引き続き5日を超えることはできない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第9条 札幌市生涯学習センター(以下「センター」という。)を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 危険物等を持ち込まないこと。

(2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。

(4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(5) その他職員の指示に従うこと。

2 使用者は、室内有料施設の使用につき、入場者に前項各号に掲げる事項を遵守させるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 入場人員は各室の定員を標準とし、入場者の整理を適切に行うこと。

(2) 使用の承認を受けた施設及び設備以外は使用しないこと。

(販売行為等の禁止)

第10条 使用者は、センターにおいて、プログラム以外のものを販売し、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせてはならない。ただし、生涯学習センター販売行為承認申請書(様式6)を委員会に提出して承認を受けた場合は、この限りでない。

(駐車場の設置等)

第11条 駐車場は、センター及びこれと複合化している施設を利用する者の便宜を図ることを目的として設置し、管理するものとする。

(駐車場の駐車券の交付等)

- 第12条 駐車場を使用しようとする者(以下「駐車場使用者」という。)は、駐車場に自動車を入場させる際に、駐車券の交付を受けなければならない。
- 2 駐車場使用者は、駐車場から自動車を退場させる際に、所定の使用料を納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、駐車場法(昭和32年法律第106号)第6条第1項ただし書に規定する自動車を駐車する場合は、使用料を徴収しない。
- 4 条例別表の委員会が定める使用時間は、駐車場に自動車を入場させてから2時間とする。
- 5 駐車券の種類、様式その他駐車券の発行及び取扱いについて必要な事項は、委員会が別に定める。(駐車場の拒絶)

- 第13条 駐車場の使用に当たり、自動車が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会は、当該自動車の駐車を拒絶することができる。
- (1) 発火性又は引火性の物品を積載している場合
- (2) 他の自動車の駐車の支障となる物品又は動物を積載している場合
- (3) その他委員会が駐車場の管理運営上支障があると認める場合
- (駐車場における遵守事項)

- 第14条 第9条第1項に定めるところによるほか、駐車場使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 職員の指示又は標識に従い、自動車を駐車させること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げないこと。
- (駐車場内における損害についての責任)

- 第15条 駐車場内における次に掲げる損害について、市は一切その責めを負わない。

- (1) 自動車相互の接触又は衝突による損害
- (2) 駐車場の利用時間以外における自動車の事故、盗難等による損害
- (3) その他天変事変又は不可抗力による損害
- (指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

- 第16条 条例第13条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第3条、第7条、第8条、第10条、第12条第5項及び第13条の規定の適用については、これらの規定(第3条第1項を除く。)中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項中「様式1」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、「教育委員会(以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「様式2」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「納付させた」とあるのは「支払させた」と、「様式3」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同項ただし書中「納付」とあるのは「支払」と、第10条ただし書中「様式6」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。
- 2 条例第14条第5項の委員会が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 第6条第1号又は第2号に掲げる場合
- (2) 使用者がその使用する日の15日前(ホールの場合にあつては、使用する日の60日前)までに使用の取消し又は変更を申し出た場合であつて、指定管理者がこれについて相当の事由があると認めるとき。
- (委任)

- 第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年8月25日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規定により条例の施行前において行われる使用承認等の手続その他センターを供用するために必要な準備行為については、この規則に規定する手続の例による。

附 則(平成13年(教)規則第1号)・附 則(平成14年(教)規則第7号)

省略

附 則(平成17年(教)規則第10号)

この規則は、札幌市生涯学習センター条例の一部を改正する条例(平成17年条例第92号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成18年4月1日)

附 則(平成26年(教)規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年(教)規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年(教)規則第10号)

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

別表

区分		物件名		単位	使用料 (円)	摘要
ホール	照明設備	基本セット	ポーターライト	1式	無料	161ワット×48灯、LED 115ワット×33灯、LED
		Aセット	ポーターライト スポットライト 146台	1式	32,700	161ワット×48灯、LED 115ワット×33灯、LED 1キロワット

	アッパーホリゾンライト			500ワット×56灯
	ローホリゾンライト			500ワット×72灯
Bセット	ボーダーライト	1式	16,700	161ワット×48灯、LED 115ワット×33灯、LED
	スポットライト 92台			1キロワット
Cセット	ボーダーライト	1式	10,900	161ワット×48灯、LED 115ワット×33灯、LED
	スポットライト 60台			1キロワット
Dセット	反響板(天井ライト付。以下同じ。)	1式	13,600	83ワット、LED
	スポットライト 50台			1キロワット
Eセット	反響板	1式	10,300	83ワット、LED
	スポットライト 32台			1キロワット
	アッパーホリゾンライト	1列	3,800	500ワット×56灯
	ローホリゾンライト	1列	4,900	500ワット×72灯
	クセノンピンスポットライト	1台	3,100	1キロワット
	スポットライト	1台	260	1キロワット
	スポットライト	1台	150	500ワット
	パー64ライト	1台	440	1キロワット
	パー64ライト	1台	420	500ワット
	パー36ライト	1台	310	500ワット
	LEDパーライト	1台	420	107ワット、LED
	ソースフォーライト	1台	490	575ワット
	ソースフォーズームライト	1台	610	575ワット
	ストリップライト	1台	600	100ワット×12灯
	マルチストロボライト	1台	650	250ワット
	オーロラマシン	1台	750	500ワット
	ファイヤーエフェクトマシン	1台	800	1キロワット
	波エフェクトマシン	1台	500	500ワット×2灯
	エフェクトマシン用スポット	1台	650	1キロワット
	エフェクトマシン用レンズ	1個	120	
	ディスクマシン	1台	900	
	芯なしダブルマシン	1台	900	
	リニアエフェクトマシン	1台	900	
	スライドキャリアマシン	1台	900	
	各種エフェクト用フィルム類	1枚	120	
	ミラーボール	1台	750	40センチメートルだ円型
	ミラーボール	1台	750	45センチメートル球型
	星球セット	1式	900	
	スモークマシン	1台	900	
	ライト用スタンド	1台	150	
	ライト用ロースタンド	1台	100	
	ライト用移動スタンド	1台	300	
	ライト用ハイスタンド	1台	990	
	カラーフィルター	1枚	90	
	反響板	1式	6,400	83ワット、LED
	持込照明設備	1台	120	
		1回		
音響設備	音響調整卓	1式	4,100	
	場内拡声装置	1式	10,000	マイクロホン及びマイクスタンド各2本付
	3点吊マイク装置	1式	600	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	700	ハンド型
	ワイヤレスマイクロホン	1本	700	タイピン型
	ワイヤレスマイクロホン	1台	700	デスクトップ型
	マイクロホン	1本	560	コンデンサー型
	マイクロホン	1本	500	ダイナミック型

	録音用マイクロホン マイクスタンド マイクスタンド マイクスタンド オーディオプレーヤー オーディオレコーダー 効果機器 効果機器 効果機器 効果機器 効果機器 効果機器 移動式ミキサー ステージスピーカー 移動式スピーカー 持込音響設備	1本 1本 1本 1本 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1式 1台 1式 1回	1,100 200 200 50 1,000 1,000 1,200 930 920 1,200 1,200 1,200 650 1,200 600 12,100	3点吊用 ブーム型 床上型 卓上型 リバーブレータ コンプレッサーリミッタ デジタルマルチエフェクター デジタルディレイ グラフィックイコライザー ノイズゲート
映写設備	映像映写設備セット	1式	18,000	400インチプロジェクター(映写スクリーンを含む。)
楽器設備	コンサートグランドピアノ コンサートグランドピアノ 指揮者台 指揮者用譜面台 譜面台 コントラバス用椅子 ティンパニー(32インチ) ティンパニー(29インチ) ティンパニー(26インチ) ティンパニー(23インチ) ティンパニー チャイム バスドラム ゴング	1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1式 1式 1式 1式	12,100 6,500 240 120 100 100 830 760 710 680 2,100 1,900 530 780	外国製(調律料は実費) 日本製(調律費は実費) ランプ付 4台セット
舞台設備	仮設花道 所作台 平台 びょうぶ バレーシート 地がすり 緋毛せん 演台 司会者台 高座用座布団 長座布団 上敷(長尺) 上敷 能舞台用柱 定式幕 紗幕 松羽目 暗転幕 引割り幕 映写スクリーン	1式 1式 1台 1双 1式 1枚 1枚 1式 1台 1枚 1枚 1枚 1枚 1式 1式 1枚 1式 1枚 1枚 1枚 1式	4,000 10,500 240 2,400 1,300 1,000 400 1,200 400 70 70 190 50 1,000 1,200 600 600 600 600 1,200	鳥屋囲い、開丁場付 1式25枚 金びょうぶ、鳥の子 1式15枚 花台付3点セット 90センチメートル×1,500センチメートル 90センチメートル×360センチメートル 4本セット 白、黒
音楽スタジオ	音楽スタジオ1演奏設備セット	1式	1,500	セミコンサートピアノ1台、ドラ

オ		音楽スタジオ2演奏設備セット	1式	900	ム1セット、キーボード2台、ギターアンプ2台、ベースアンプ1台、スピーカー2台、マイクロホン4本、マイクスタンド4本、ミキサー1台、譜面台6台 ピアノ調律料は実費
		音楽スタジオ1録音設備セット	1式	5,200	アップライトピアノ1台、ドラム1セット、キーボード1台、ギターアンプ2台、ベースアンプ1台、スピーカー2台、マイクロホン4本、マイクスタンド4本、ミキサー1台、譜面台6台 ピアノ調律料は実費
		効果機器及びミキサーIOラック	1式	4,000	効果機器、ミキサーIOラック、
		モニタースピーカー及びスタジオスピーカー	1式	1,200	モニタースピーカー、スタジオスピーカー、キューシステム
		キューシステム	1式	1,200	
		SD/CDレコーダー	1式	1,000	
		録音用マイクロホン	1本	800	コンデンサー型(サス付)
		録音用マイクロホン	1本	310	コンデンサー型
		マイクロホン	1本	200	ダイナミック型
		マイクスタンド	1本	200	ブーム型
演劇スタジオ	映像音響設備	マイク設備セット	1式	1,100	マイクロホン1本、ワイヤレスマイク1本、タイピン型ワイヤレスマイク1本、マイクスタンド2本
		映像音響設備セット	1式	1,600	ディスプレイ、ステレオミキサー、CDレコーダー、BDレコーダー、デジタルマルチスイッチャー及びワイヤレス受信機各1台
	照明設備	スポットライト	1台	150	80ワット、LED
		スポットライト(12台セット)	1式	1,300	
	楽器設備	アップライトピアノ	1台	670	
大研修室		マイク設備セット	1式	1,100	マイクロホン1本、ワイヤレスマイク1本、タイピン型ワイヤレスマイク1本、マイクスタンド2本
		映像音響設備セット	1式	2,000	ビデオプロジェクター、デジタルミキサー、CDプレーヤー、CDレコーダー、デジタルマルチスイッチャー、BDレコーダー及びワイヤレス受信機各1台、ディスプレイ2台、映写スクリーン1枚
中研修室		マイク設備セット	1式	1,100	マイクロホン1本、ワイヤレスマイク1本、タイピン型ワイヤレスマイク1本、マイクスタンド2本
		映像音響設備セット	1式	2,000	ビデオプロジェクター、デジタルミキサー、CDプレーヤー、

					CDレコーダー、デジタルマルチスイッチャー、BDレコーダー及びワイヤレス受信機各1台、ディスプレイ2台、映写スクリーン1枚
映像スタジオ	映像音響設備	映像音響収録設備セット	1式	19,600	映像コントロールワゴン、接続盤、ワイヤレス装置、インカム装置、NXCAMカメラ、インテグレートッドカメラ、フロアモニター、デジタルミキサー、CDプレーヤー、CDレコーダー、デジタルマルチスイッチャー、BDレコーダー及びワイヤレス受信機各1台、スピーカー、マイク類及びクロマキーシート各1式
	照明設備	アッパーホリゾンライト	1列	1,700	133ワット、LED
		スポットライト	1台	150	80ワット、LED
		ブロードライト	1台	150	130ワット、LED
講堂		マイク設備セット	1式	1,100	マイクロホン1本、ワイヤレスマイク1本、タイピン型ワイヤレスマイク1本、マイクスタンド2本
		映像音響設備セット	1式	2,600	ビデオプロジェクター、デジタルミキサー、CDプレーヤー、CDレコーダー、デジタルマルチスイッチャー、BDレコーダー及びワイヤレス受信機各1台、ディスプレイ2台、映写スクリーン1枚
その他	各室共通使用設備	マイクロホン(追加用)	1本	200	ダイナミック型
		マイクロホン(追加用)	1本	500	コンデンサー型
		マイクロホン(追加用)	1本	560	集音マイク
		ワイヤレスマイク(追加用)	1本	390	ハンド型
		ワイヤレスマイク(追加用)	1本	390	タイピン型
		マイクスタンド(追加用)	1本	200	ブーム型
		マイクスタンド(追加用)	1台	200	床上型
		マイクスタンド(追加用)	1本	50	卓上型
		スライド映写機	1台	550	移動式スクリーン付
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	440	移動式スクリーン付
		液晶プロジェクター	1台	630	移動式スクリーン付
		移動式スクリーン	1枚	240	
		ござ	1枚	50	260センチメートル×355センチメートル
その他の設備		コンピュータ機器	1式	2,300	パーソナルコンピュータ30台、スキャナ5台、プリンタ5台
		移動式音響調整卓	1式	2,400	CD/カセットデッキ1台、MDプレーヤー1台、ワイヤレスマイク2本
		移動式スピーカー	1台	290	
		移動式映像音響設備セット	1式	900	ビデオプロジェクター、デジタルミキサー、CDプレーヤー、デジタルマルチスイッチャー、BDレコーダー、書画装置及びワイヤレス受信機各1台、マイクロホン1本、ワイヤレスマイク1本、タイピン型ワイヤレスマイク1本、映写スクリーン1枚
		移動式映像音響設備(スピー	1式	900	ビデオプロジェクター、MDプ

カー付)セット				レーヤー、S—VHS/DVダブルデッキ及びカセットデッキ各1台、移動式スピーカー2台、マイクロホン1本、ワイヤレスマイク1本、タイピン型ワイヤレスマイク1本、書画装置1台
電気窯(15キロワット)	1式 1回		4,700	素焼き使用時(3日間利用)
電気窯(25キロワット)	1式 1回		7,500	本焼き使用時(4日間利用)
	1式 1回		6,000	素焼き使用時(3日間利用)
真空土練機	1式 1回		10,000	本焼き使用時(4日間利用)
	1式 1回		650	
電動ろくろ	1台		150	
デジタルビデオ編集セット	1式		1,500	1時間当たり 委員会が別に定める再生、 編集及び記録装置
アナウンスブース	1式		480	1時間当たり
展示用パネル	1台		200	1日当たり
サークル貸出用ロッカー	1個		1,000	1月当たり
持込電気器具	1台	60		500ワットまでのもの
	1台	60円に500ワット増すごとに60円を加算した額		500ワットを超えるもの
特殊電源	1回 1回	6,000 6,000円に1キロワット増すごとに600円を加算した額		10キロワットまでのもの 10キロワットを超えるもの
一般電源	1器種 1器種	200 200円に1キロワット増すごとに200円を加算した額		1キロワットまでのもの 1キロワットを超えるもの
シャワーブース	1回		100	

備考

- この表において「1回」とは、委員会が別に定める使用単位をいう。
- この表に規定する使用料は、特に明示したものを除き、条例別表の午前、午後及び夜間の各使用時間区分当たりの金額である。
- 条例別表に定める全日使用(以下「全日使用」という。)の場合の備付物件(持込照明設備、持込音響設備、電気窯、デジタルビデオ編集セット、アナウンスブース、展示用パネル、サークル貸出用ロッカー、特殊電源及びシャワーブースを除く。次項において同じ。)の使用料は、この表に規定する金額の3倍の額とする。
- 委員会が条例別表に定める使用時間区分を超過し、又は繰り上げて使用することを認めた場合の備付物件の使用料は、この表に規定する金額に、当該超過又は繰上時間1時間につき、全日使用の場合の1時間当たりの金額を2割増した額を加算した額とする。
- 1時間当たりの使用料を設定している備付物件について委員会がセンターの管理運営に支障がないと認めるときは、あらかじめ使用の承認を受けた時間を超過して使用することができる。この場合において、当該使用の承認を受けた時間を超過して使用した時間に係る使用料の金額は、当該使用の承認を受けた時間に係る使用料としてこの表に規定する金額とする。
- 使用時間が使用の承認を受けた時間区分の時間又は使用の承認を受けた時間に満たない場合であっても、当該使用の承認を受けた時間区分の時間又は当該使用の承認を受けた時間どおり使用したものとみなす。
- 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- セットの使用料については、各セットに組み込まれた物件の一部を使用しない場合であっても、使用料の減額は行わない。

- 9 ホールの舞台設備のうち、仮設花道、所作台、平台、バレーシート、地がすり及び紗幕の取付けを委員会が行う場合にあつては、その実費を徴収することができる。
一部改正〔平成26年(教)規則2号・令和3年10号〕

様式1

生涯学習センター使用承認申請書

※受付番号

年 月 日

(あて先)札幌市教育委員会

住 所
団 体 名
氏 名
(団体にあつては代表者氏名)
電話番号

下記のとおり使用したいので承認願います。

記

使用人員							
入場料等の徴収の有無		有 ・ 無 (1人当たり徴収額 円)					
使用日 (曜日)	使 用 区 分				使用施設	使用目的 (催物の名称)	※使用料 (円)
	午前	午後	夜間	その他			
小 計 加 算 料 合 計							

備付物件使用の概要

使用日 (曜日)	物件名	単位	※単位 (円)	使 用 数 量				※使用料 (円)
				午前	午後	夜間	その他	
小 計 加 算 料 合 計								

※総 計

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
様式2

生涯学習センター特別設備等承認申請書

※受付番号

年 月 日

(あて先)札幌市教育委員会

住 所
 団 体 名
 氏 名
 (団体にあつては代表者氏名)
 電話番号

生涯学習センターを使用するに当たり、下記のとおり特別の設備を搬入設置したいので承認願います。

記

使 用 目 的			
使 用 場 所			
使 用 期 間	年 月 日()	～	年 月 日() 日間
搬 入 日 時	年 月 日()	時～	時
搬 出 日 時	年 月 日()	時～	時
設 備 ・ 物 件 名	規 格	数	量

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
 様式3

生涯学習センター使用承認書

承認番号

年 月 日

様

札幌市教育委員会



下記のとおり使用することを承認します。

記

使用人員							
入場料等の徴収の有無		有・無 (1人当たり徴収額 円)					
使用日 (曜日)	使用区分				使用施設	使用目的 (催物の名称)	使用料 (円)
	午前	午後	夜間	その他			
						小計	
						加算料	
						合計	

備付物件使用の概要

使用日 (曜日)	物件名	単位	単位 (円)	使用数量				使用料 (円)
				午前	午後	夜間	その他	
						小計		
						加算料		
						合計		

総計	
----	--

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
様式4

生涯学習センター使用料減額(免除)申請書

※受付番号

年 月 日

(あて先)札幌市教育委員会

住 所
 団 体 名
 氏 名
 (団体にあつては代表者氏名)
 電話番号

下記のとおり使用料を減額(免除)願いたいので申請します。

記

使用目的							
減額(免除)申請の理由							
使用日 (曜日)	使 用 区 分				使用施設	※使用料 (円)	※減額(免除)金額(円)
	午前	午後	夜間	その他			
					小 計		
					加 算		
					合 計		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式5

生涯学習センター使用料減額(免除)許可書

許可番号

年 月 日

様

札幌市教育委員会



年 月 日付で申請があった使用料の減額(免除)について、下記のとおり許可します。

記

使用目的							
減額(免除)申請の理由							
使用日 (曜日)	使用区分				使用施設	使用料 (円)	減額(免除) 金額(円)
	午前	午後	夜間	その他			
小計							
加算							
合計							

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
様式6

生涯学習センター販売行為承認申請書

※受付番号

年 月 日

(あて先)札幌市教育委員会

住 所
 団 体 名
 氏 名
 (団体にあつては代表者氏名)
 電話番号

下記のとおり販売行為を行いたいので、申請します。

記

使 用 場 所			
使 用 期 間	年 月 日()～	年 月 日()	日間
搬 入 日 時	年 月 日()～	時 ～	時
搬 出 日 時	年 月 日()～	時 ～	時
品 名	販売単価	搬 入 数	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。